

3 福 監 第 5 4 - 3 号  
令和 3 年 7 月 3 0 日

請求人 様

福津市監査委員 灘谷 和徳  
福津市監査委員 榎本 博

## 監 査 結 果 報 告 書

(総合教育会議参考意見等聴取業務について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

## 第 1 請求の受付

### 1. 請求人

住所 【省略】

氏名 【省略】

### 2. 請求書の提出

請求書の提出日は（監査事務局受付日）は、令和 3 年 6 月 3 日である。

### 3. 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書（住民監査請求書）による主張事実及びの要旨及び、請求事項は次のとおりである。

#### (1) 対象となる財務会計上の事実

令和 3 年 4 月 22 日、九州環境管理協会（以下「九環協」という。）に支出された総合教育会議学識経験者等意見聴取業務（以下「本件業務」という。）に係る委託料は、地方自治法第 232 条の 5 に違反する違法な支出であり、福津市長は市に損害を与えている。

#### (2) その行為が違法又は不当である理由

本件業務に係る委託契約は、令和 2 年 11 月 9 日に確定している。しかし、支払った委託料には、契約成立前の令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 11 月 8 日までに履行された業務が含まれており、この間の業務に対して市は債務を負わない。

よって、このことは、「債権者のためでなければ地方公共団体は支出できない」と規定している地方自治法第 232 条の 5 に違反する違法な財務行為である。

### 4. 事実を証明する書面

#### (1) 支出命令に関する書面

- ・支出命令書、請求書
- ・支払い債務に関する弁明書

#### (2) 業務履行に関する書面

- ・着手届、工程表、経歴書
- ・業務完了検査調書、支出負担行為書、業務委託契約書

### 5. 請求要件審査及び受理

福津市監査委員は令和 3 年 6 月 9 日、本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、同日、本件請求を受理した。

## 第2 監査の実施

### 1. 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び請求の審査要件の結果を総合的に判断し、監査対象事項を次のとおりとした。

- 本件業務委託契約書に記された「履行期間」（令和2年10月1日から令和3年3月25日まで）のうち、10月1日から11月8日の間は、契約確定前の業務履行として市に債務は発生していないと判断できるか。
- 本件業務の履行に関し、実際に市に損害は発生しているか。

### 2. 監査対象部署

まちづくり推進室

### 3. 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため、陳述会は設けていない。

### 4. 関係人調査

#### (1) 監査対象部署に対する調査

令和3年6月9日付3福監第21号文書により、市長に対し次の資料の提出を求めた。

- 請求の趣旨に対する弁明書
- 弁明書の裏付けとなる資料

上記の弁明書は、その裏付けとなる資料と併せて令和3年6月21日に一度提出されたが、市長から書類差し替えの申出が6月30日にあり、監査委員はこれを了承した。なお、差し替えた弁明書の裏付けとなる資料（書証1、証書2）は以下のとおりである。

- 書証1 契約の効力発生（成立）について（最高裁判例、学説）  
〔 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書 〕  
〔 で使用された参考資料の一部（総務省データ） 〕
- 書証2 官公庁契約法精義（全国官報販売協同組合）

また、法第199条第8項に規定に基づき、令和3年6月30日、本件についてまちづくり推進室長に対して聞き取り調査を実施した。

## (2) 市長（まちづくり推進室）から提出された弁明書の内容

### ① 違法な支出の理由について

請求人は、本件業務の委託契約成立及び支出負担行為の時期は契約書を作成した令和2年11月9日であること、本件業務の大半が契約成立前の令和2年10月1日から11月8日までに履行されていることなどから、契約成立前の期間において九州環境管理協会（以下「九環協」という。）は債権者ではなく、令和3年4月22日に支出した本件業務委託料99万円は法第232条の5に違反する違法な財務行為であると主張している。

しかし、書証1「契約の効力発生（成立）について」の最高裁判例からすれば、本件業務の契約の起点となる期日（予約）は、契約者である市長本人が9月30日に口頭で九環協に対して10月1日からの契約の意思を伝え、九環協がその契約に合意した期日の「令和2年10月1日」と解することが適当である。

加えて、当判例では「予約に基づき本契約が成立したとき、予約は本契約に吸収され、独立の存在を失うと解すべきである」としている。すなわち、令和2年11月9日に、令和2年10月1日から令和3年3月25日までを業務期間とする本件業務の委託契約が成立したと解することができる。

よって、本件業務に関して契約成立前の履行期間は存在しないことから、法第232条の5に違反する違法な財務行為の事実はない。

### ② 福津市に生じている損害について

以上の理由により、市に損害を与えた事実はない。

### ③ 請求する措置の内容

市に損害を与えた事実はないため、市へ返還は行わない。

## 第3 監査の結果

### 1. 事実の確認

本件業務の概要は以下のとおりである。

#### (1) 業務名称及び内容等

① 名 称 総合教育会議学識経験者等意見聴取業務

② 内 容 学校建設に関する市民意向調査において、参加された市民から竹尾緑地や隣接する竹尾池（ため池）の安全性への不安、周辺道路での湧水への心配などの意見が出された。

これに対し、市は信頼に足る説明資料を保有していいなかつ

たため、竹尾緑地や竹尾池の既存データを基に学識経験者等の意見を聴取し、専門知識の乏しい人にも理解できる説明資料を作成することが必要と判断し、本件業務を実施した。

(2) 契約及び委託料支払の概要（時系列明細）

- ① 契約締結日 令和2年10月1日（契約書上）
- ② 契約期間 令和2年10月1日～令和3年3月25日（契約書上）
- ③ 契約金額 990,000円
- ④ 契約相手方 一般社団法人 九州環境管理協会
- ⑤ 契約方法 随意契約（法施行令第167条の2第1項第2、第3号）
- ⑥ 負担行為日 令和2年10月1日
- ⑦ 支出命令日 令和3年3月30日
- ⑧ 支払日 令和3年4月22日

2. 請求人及び監査対象課（室）が主張する事実の検証

(1) 契約の成立について

本件業務について、まちづくり推進室は、最高裁の判例により、市と九環協双方が口頭にて本件業務の委託契約に合意をした令和2年10月1日が、契約の起点となる期日（契約の予約）であり、契約書に署名・押印した令和2年11月9日付をもって、10月1日に遡及して本件業務委託契約が確定したと主張している。

また、本件業務の契約成立については、令和2年2月22日付（2福監第74-3号）の監査結果報告書において、福津市監査委員は「令和2年10月1日～令和3年3月25日」とする本件業務委託契約が民法に基づき令和2年10月1日に成立し、その後、地方自治法に基づいて令和2年11月9日に確定したものと判断している。

(2) 本件業務における市への損害の発生

本件業務の実施目的は、学校建設問題に関して、その候補地の一つである竹尾緑地や隣接する竹尾池（ため池）の安全性や周辺道路での湧水問題など、市民が抱える不安や懸念に対し、既存のデータを基に学識経験者の意見を聴取しながら説明できる資料を作成することであり、その実施の判断は、市長の裁量権の範囲内である。

また、本件業務は前述のとおり、契約期間を令和2年10月1日から令和3年3月25日までとする契約が成立していると判断できる。

加えて、本件業務が契約書に添付されている業務仕様書どおりに履行されていることは、市が作成した業務完了検査調書からも明らかである。

以上のことから、本件業務における市への損害の発生を確認することはできなかった。

### 3. 監査委員の判断

前述の検証を踏まえ、請求人の請求事項については以下のとおり判断する。

#### ① 本件業務委託料に係る支出の違法又は不当の認定

検証の結果、本件業務に係る委託料の支出については、契約自体が私法（民法）上の適用を受けること、加えて契約の効力発生（成立）に係る最高裁判例をはじめ、総務省所管の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」が作成した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」の参考資料として示されている「契約の効力発生（成立）」から判断すれば、契約確定日（契約書への署名・押印日）である令和2年11月9日に、令和2年10月1日から令和3年3月25日までを業務期間とする本件業務委託契約が、令和2年10月1日に遡及して成立したと考えることが適切である。

よって、本件業務に係る委託料の支出については、契約成立前の業務履行期間は存在せず、地方自治法第232条の5に違反するとは判断できないことから、この請求を棄却する。

#### ② 本件業務委託料の支出に伴う市への損害賠償請求

前述の①で示したとおり、本件業務委託契約に契約成立前の業務履行期間は存在しないことから、市に損害が発生しているとは判断できないため、この請求についても棄却する。